

製造業における 特定技能外国人材の受入れについて (工業製品製造業分野)

2024年11月

経済産業省

目次

1. 工業製品製造業分野の特定技能制度について

- 特定技能制度の概要
- 受け入れ対象となる事業所の産業分類
- 外国人材が従事する業務区分

2. 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の入会手続について

3. 製造分野特定技能評価試験について

- 特定技能 1 号評価試験の概要
- 特定技能 2 号評価試験の概要

目次

1. 工業製品製造業分野の特定技能制度について

- 特定技能制度の概要
- 受け入れ対象となる事業所の産業分類
- 外国人材が従事する業務区分

2. 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の入会手続について

3. 製造分野特定技能評価試験について

- 特定技能 1 号評価試験の概要
- 特定技能 2 号評価試験の概要

特定技能制度の趣旨

- 「特定技能」は、人手不足対応として、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れる際の在留資格です。
- 生産性向上や国内人材確保を行っても、なお人材確保が困難な状況にある産業上の分野が制度対象です。

制度概要 ①在留資格について

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：262,769人（令和6年8月末現在、速報値）
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：314人（令和6年8月末現在、速報値）
- （特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野）農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、林業、木材産業
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）
（「自動車運送業」は分野所管省庁の定める告示が施行等されてから受入れ開始となる予定。）

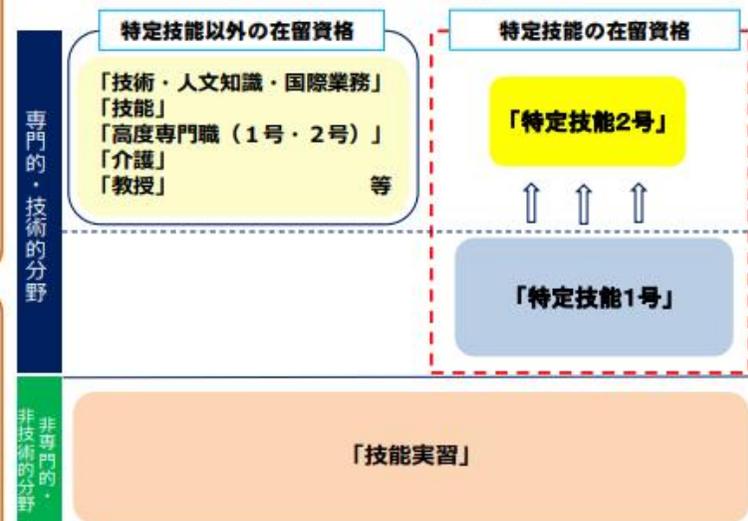
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

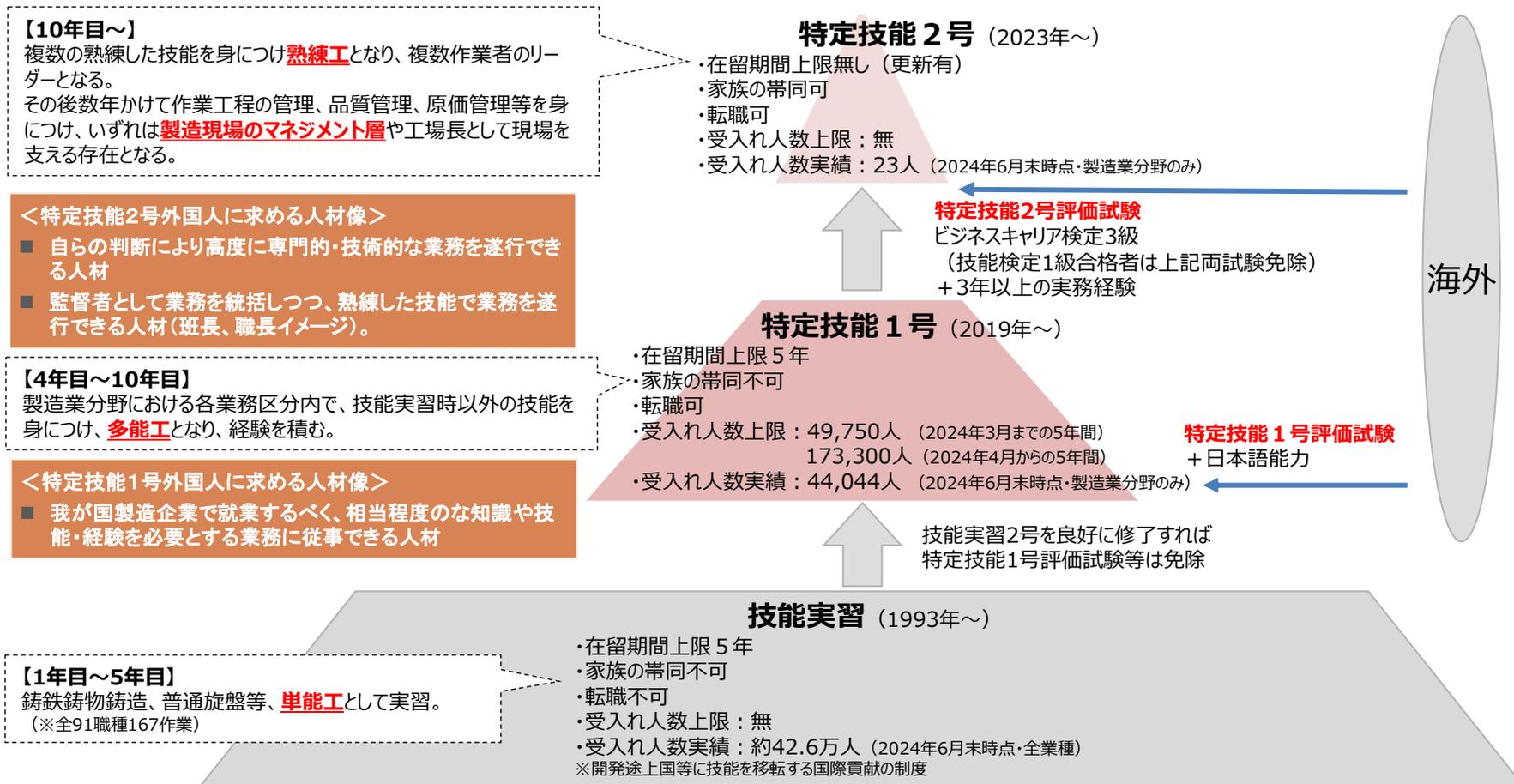
在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



製造業分野における特定技能外国人の人材像・キャリアイメージ：特定技能1号、2号

- **特定技能1号**は、**相当程度の知識や技能・経験を必要とする業務に従事**する人材向けの在留資格です。
- **特定技能2号**は、**自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行**する人材向けの在留資格です。



受入れ機関として、特定技能 1 号制度で外国人を受け入れるまでの流れ

- 1 号特定技能外国人の受入れ検討開始～就労開始までの工程概要は、以下のとおりです。

1 号特定技能外国人受入れの検討開始

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会

受け入れる外国人候補の探索

1 号特定技能外国人支援計画の策定

受入れ予定の外国人との特定技能雇用契約の締結

地方出入国在留管理局への在留資格関連の申請

- ・海外から来日する外国人の場合 : 在留資格認定証明書交付申請
- ・日本国内に在留している外国人の場合 : 在留資格変更許可申請

【海外から来日する外国人の場合】在外公館への査証(ビザ)申請

1 号特定技能外国人の就労開始

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の概要

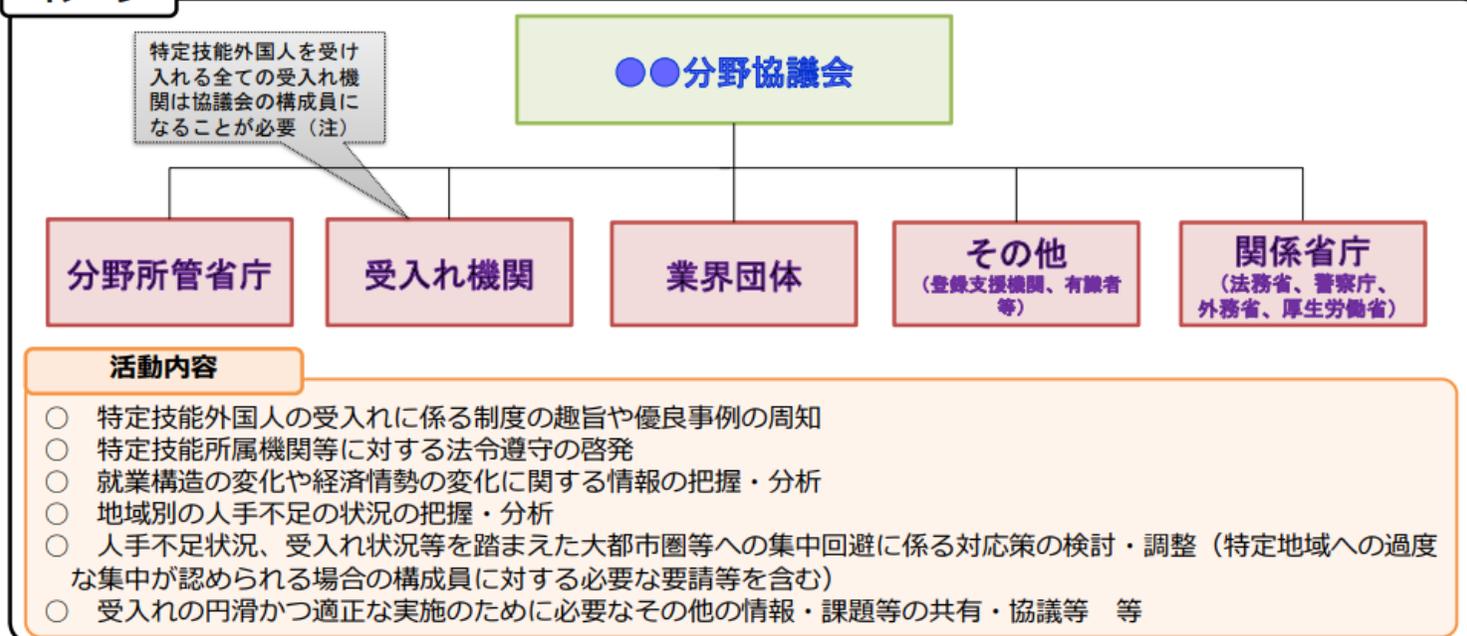
- 特定技能制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置しています。
工業製品製造業分野では、経済産業省が「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」を設置しています。
- 特定技能外国人を受け入れる**全ての受入れ機関は、協議会の構成員になることが必要**です。

特定技能における分野別の協議会について

ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

イメージ



(注) 建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

支援計画の概要①

- **特定技能外国人を受け入れる機関（受入れ機関）**は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようになるための**職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画）**を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければなりません。

支援計画の概要①

ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようになるための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。
※特定技能2号については、支援義務がない。

■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。
※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目(12ページ参照)の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関(登録支援機関に委託する場合のみ)

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる(支援委託契約を締結)。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関(13ページ参照)に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。(支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能)

支援計画の概要②

- 支援計画には、下記10項目の実施内容・方法等の記載が必要です。

支援計画の概要②

①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保険・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

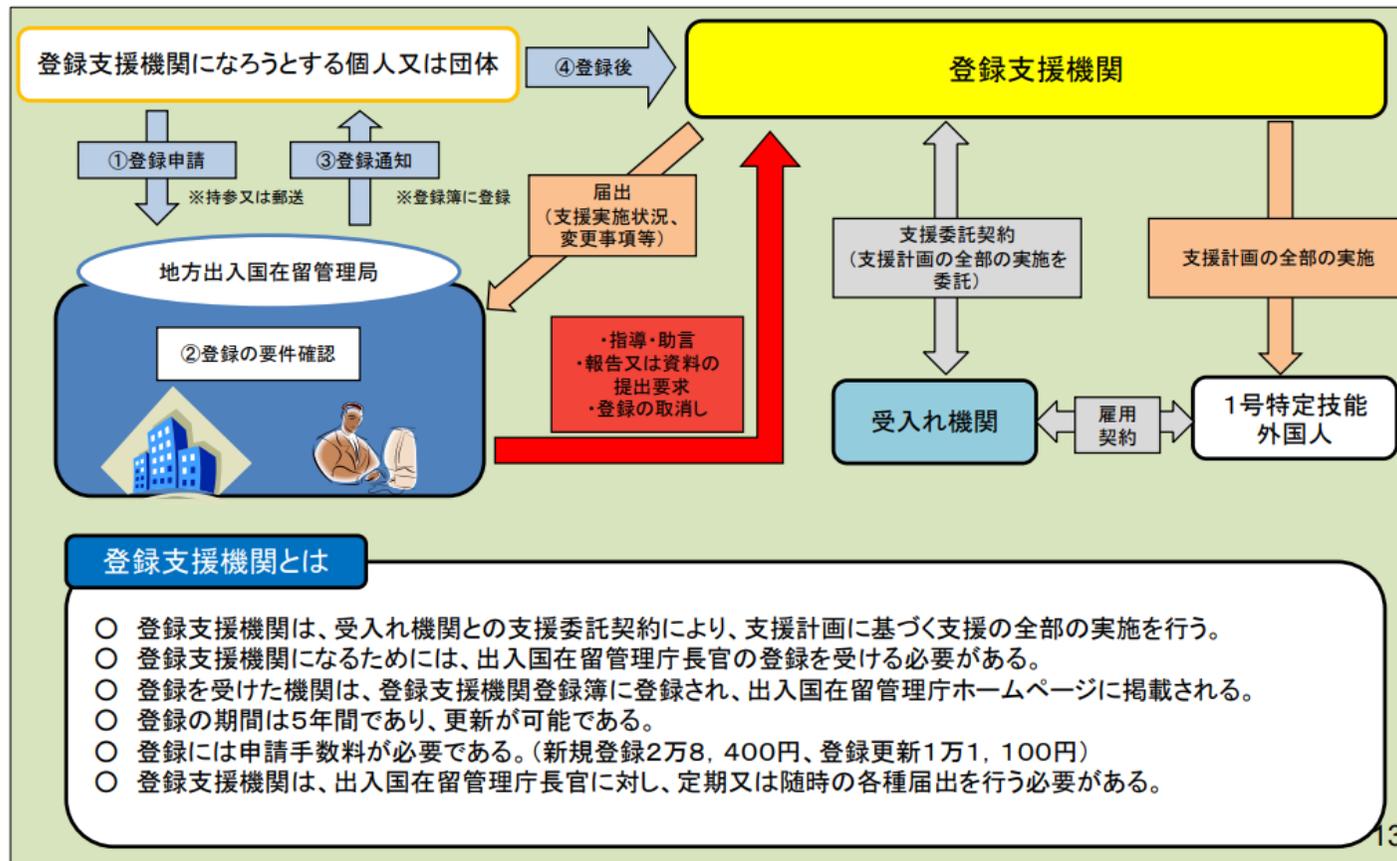
・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



(参考) 登録支援機関

- 登録支援機関は、契約により受入れ機関から委託を受けて1号特定技能外国人の支援業務を行う者として、出入国在留管理庁長官の登録を受けた者のことをいいます。
- 各種基準への適合、外国人への適切な支援実施等の義務があります。

登録支援機関とは



受入れ機関の基準例①：特定技能雇用契約関連

- 受入れ機関は、外国人と適切な特定技能雇用契約を結ぶといった各種基準への適合、届出等の義務の履行が必要です。

受入れ機関に関する基準①



〈法第2条の5第1項、第2項、特定技能基準省令第1条〉

■特定技能雇用契約が満たすべき基準

- ① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ④ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合は、派遣先や派遣期間が定められていること
- ⑦ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
- ⑨ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

受入れ機関に関する基準②

〈法第2条の5第3項、第4項、特定技能基準省令第2条第1項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準

- ① 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ② 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- ④ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと
- ⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ⑧ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させないこと
- ⑨ 労働者派遣の場合は、派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで、適当と認められる者であるほか、派遣先が①～④の基準に適合すること
- ⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- ⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- ⑬ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

受入れ機関に関する基準③

〈法第2条の5第3項、特定技能基準省令第2条第2項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準(支援体制関係)

※ 登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。

- ① 以下のいずれかに該当すること
 - ア 過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者(事業所ごとに1名以上。以下同じ。)を選任していること(支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ)
 - イ 役職員で過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること
 - ウ ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること
- ② 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること
- ③ 支援状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ④ 支援責任者及び支援担当者が、支援計画の中立な実施を行うことができ、かつ、欠格事由に該当しないこと
- ⑤ 5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと
- ⑥ 支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること
- ⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

受入れ機関の各種届出義務

- 受入れ機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行う義務があります。
- 受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については、罰則の対象とされています。

届出について（受入れ機関・登録支援機関）



ポイント

- 受入れ機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければならない。
- 受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

■ 受入れ機関の届出 ※違反の場合、指導や罰則の対象

【随時の届出】

- ・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に関する届出
- ・登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

【定期の届出】

- ・特定技能外国人の受入れ状況に関する届出（例：特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等）
- ・支援計画の実施状況に関する届出（例：相談内容及び対応結果等）※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く
- ・特定技能外国人の活動状況に関する届出（例：報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等）

■ 登録支援機関の届出 ※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

【随時の届出】

- ・登録の申請事項の変更の届出
- ・支援業務の休廃止の届出

【定期の届出】

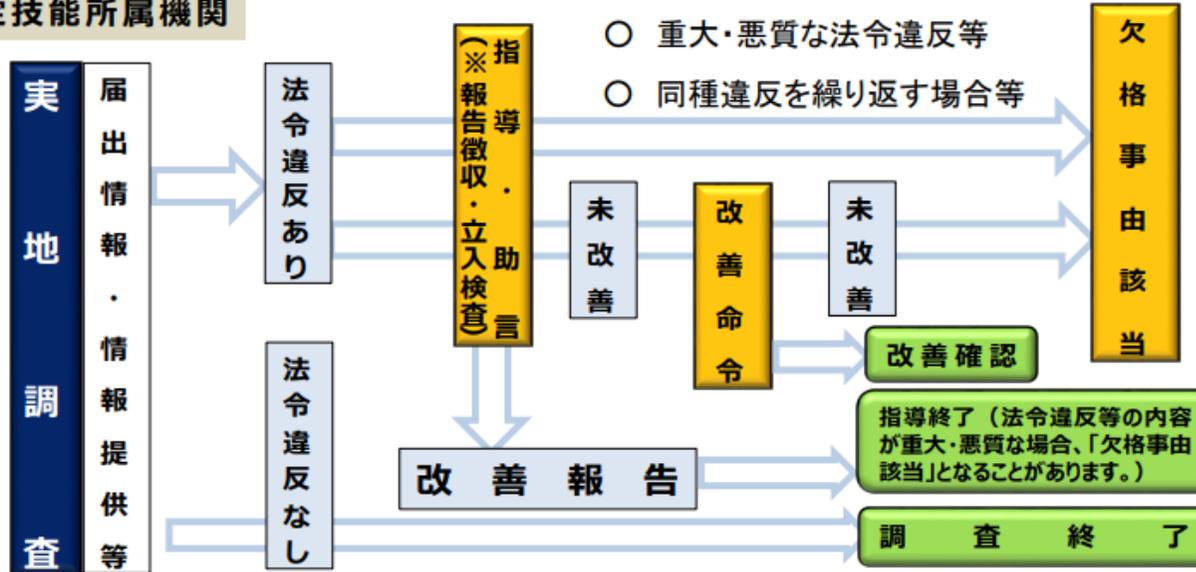
- ・支援業務の実施状況等に関する届出（例：特定技能外国人の氏名等、受入れ機関の名称等、特定技能外国人からの相談内容及び対応状況等）

【定期届出】※受入れ機関、登録支援機関ともに
○四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に届出
①第1四半期：1月1日から3月31日まで
②第2四半期：4月1日から6月30日まで
③第3四半期：7月1日から9月30日まで
④第4四半期：10月1日から12月31日まで

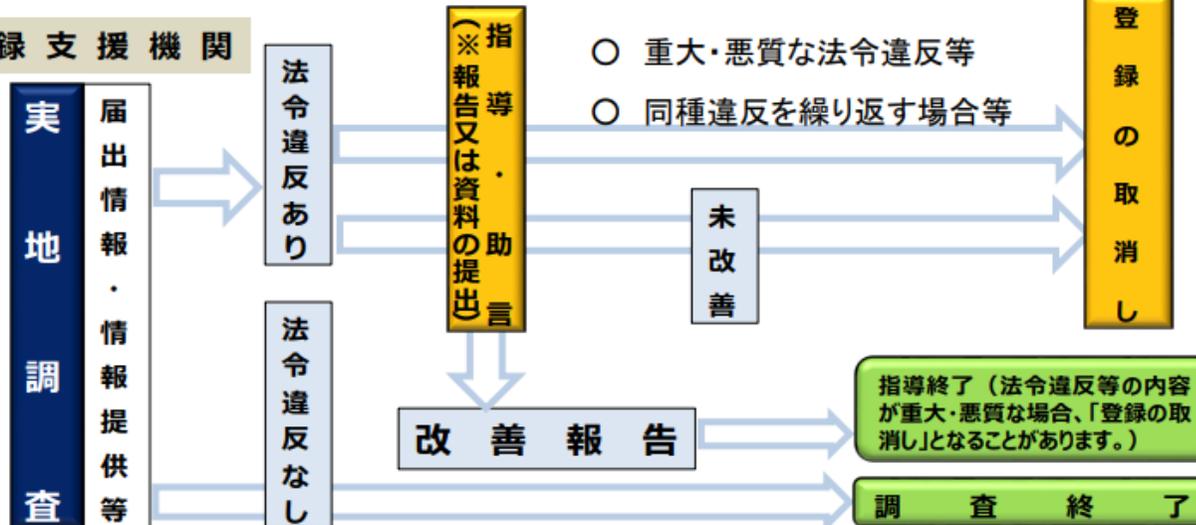
(参考) 特定技能制度における行政処分等

特定技能制度における行政処分等について

特定技能所属機関



登録支援機関



関係法令等	
指導・助言	入管法第19条の19
報告徴収・立入検査	入管法第19条の20 ※必要に応じて実施
改善命令	入管法第19条の21
欠格事由 (該当)	特定技能基準省令において定める受入れの基準(を満たしていない)
指導・助言	入管法第19条の31
報告又は資料の提出	入管法第19条の34 ※必要に応じて実施
登録の取消し	入管法第19条の32 (取消事由) ・登録拒否事由に該当 ・委託を受けた支援等を実施していない ・支援に必要な体制を有していない等

目次

1. 工業製品製造業分野の特定技能制度について

- 特定技能制度の概要
- 受け入れ対象となる事業所の産業分類
- 外国人材が従事する業務区分

2. 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の入会手続について

3. 製造分野特定技能評価試験について

- 特定技能 1 号評価試験の概要
- 特定技能 2 号評価試験の概要

特定技能の対象分野：事業所の産業分類 x 外国人材が従事する業務区分で整理

- **特定技能制度の対象となり、外国人材を受入れ可能な産業等の範囲**は、以下の観点で整理しています。
 - (1) **事業所が行っている産業の日本標準産業分類**：告示で整理。経産省所管では現在、49分類が対象。
 - (2) **外国人材が従事する業務区分**：分野別運用方針等で整理。経産省所管では現在、10区分が対象。

(1)-1 工業製品製造業分野における1号特定技能外国人を受入れ可能な事業所の日本標準産業分類（2024年11月現在）

分類コード	項目名	分類コード	項目名
11	繊維工業	2422	機械刃物製造業
141	パルプ製造業	2424	作業工具製造業
1421	洋紙製造業	2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
1422	板紙製造業	2441	鉄骨製造業
1423	機械すき和紙製造業	2443	金属製サッシ・ドア製造業
1431	塗工紙製造業（印刷用紙を除く）	2446	製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。）
1432	段ボール製造業	245	金属素形材製品製造業
144	紙製品製造業	2461	金属製品塗装業
145	紙製容器製造業	2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
149	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
15	印刷・同関連業	2465	金属熱処理業
18	プラスチック製品製造業	2469	その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
2123	コンクリート製品製造業	248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	2499	他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業に限る。）
2143	陶磁器製置物製造業	25	はん用機械器具製造業（ただし、2591消火器具・消火装置製造業を除く。）
2194	鋳型製造業（中子を含む）	26	生産用機械器具製造業
2211	高炉による製鉄業	27	業務用機械器具製造業（ただし、274医療用機械器具・医療用品製造業及び276武器製造業を除く。）
2212	高炉によらない製鉄業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
2221	製鋼・製鋼圧延業	29	電気機械器具製造業（ただし、2922内燃機関電装品製造業を除く。）
2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	30	情報通信機械器具製造業
2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	3295	工業用模型製造業
2234	鋼管製造業	3299	他に分類されないその他の製造業（ただし、R P F 製造業に限る。）
225	鉄素形材製造業	484	こん包業
2291	鉄鋼シャースリット業		
2299	他に分類されない鉄鋼業（ただし、鉄粉製造業に限る。）		
235	非鉄金属素形材製造業		

(1)-2 工業製品製造業分野における2号特定技能外国人を受入れ可能な事業所の日本標準産業分類（2024年11月現在）

分類コード	項目名
2194	鋳型製造業（中子を含む）
225	鉄素形材製造業
235	非鉄金属素形材製造業
2422	機械刃物製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
245	金属素形材製品製造業
2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2465	金属熱処理業
2469	その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
25	はん用機械器具製造業（ただし、2591消火器具・消火装置製造業を除く。）
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業（ただし、274医療用機械器具・医療用品製造業及び276武器製造業を除く。）
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業（ただし、2922内燃機関電装品製造業を除く。）
30	情報通信機械器具製造業
3295	工業用模型製造業

(2)工業製品製造業分野で特定技能外国人が従事する業務区分（2024年11月現在）

機械金属加工

電気電子機器組立て

金属表面処理

紙器・段ボール箱製造

コンクリート製品製造

R P F 製造

陶磁器製品製造

印刷・製本

紡織製品製造

縫製

(参考) 事業所の製造業分野への該否の判断基準

- 特定技能外国人を受け入れようとする事業所が対象となる産業を行っているとは、**特定技能外国人が事業場において、直近1年間で、対象となる産業について製造品出荷額等が発生していることを指します。**

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領」（令和6年4月1日一部改正）（抜粋）

- 前記の日本産業分類に掲げる産業を行っているとは、特定技能外国人が業務に従事する事業場において、直近1年間で①～⑯に掲げるものについて製造品出荷額等が発生していることを指します。

製造品出荷額等とは、直近1年間における製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発税を含んだ額のことを指します。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、直近1年間中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含みます。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、直近1年間中に返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入額とは、直近1年間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

目次

1. 工業製品製造業分野の特定技能制度について

- 特定技能制度の概要
- 受け入れ対象となる事業所の産業分類
- **外国人材が従事する業務区分**

2. 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の入会手続について

3. 製造分野特定技能評価試験について

- 特定技能 1 号評価試験の概要
- 特定技能 2 号評価試験の概要

外国人材が従事する業務区分

- 2024年3月29日の閣議決定で、**特定技能1号の対象となる業務区分として、以下7区分が追加されました。**
- また、対象となる産業分類の追加に当たり、**既存3業務区分に含まれる技能として、機械金属加工区分に「強化プラスチック成形」、「金属熱処理」技能が、電気電子機器組立て区分に「強化プラスチック成形」が追加されました。**

	業務区分	含まれる技能（オレンジは新規追加された技能）																						
既存3区分	①機械金属加工	<table border="1"> <tr> <td>鋳造</td> <td>機械加工</td> <td>工場板金</td> <td>機械検査</td> <td>塗装</td> <td>金属熱処理</td> </tr> <tr> <td>鍛造</td> <td>金属プレス加工</td> <td>機械保全</td> <td>電気機器組立て</td> <td>溶接</td> <td>強化プラスチック成形</td> </tr> <tr> <td>ダイカスト</td> <td>鉄工</td> <td>仕上げ</td> <td>プラスチック成形</td> <td>工業包装</td> <td></td> </tr> </table>	鋳造	機械加工	工場板金	機械検査	塗装	金属熱処理	鍛造	金属プレス加工	機械保全	電気機器組立て	溶接	強化プラスチック成形	ダイカスト	鉄工	仕上げ	プラスチック成形	工業包装					
	鋳造	機械加工	工場板金	機械検査	塗装	金属熱処理																		
	鍛造	金属プレス加工	機械保全	電気機器組立て	溶接	強化プラスチック成形																		
ダイカスト	鉄工	仕上げ	プラスチック成形	工業包装																				
②電気電子機器組立て	<table border="1"> <tr> <td>機械加工</td> <td>機械保全</td> <td>プリント配線板製造</td> <td>強化プラスチック成形</td> </tr> <tr> <td>仕上げ</td> <td>電子機器組立て</td> <td>プラスチック成形</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械検査</td> <td>電気機器組立て</td> <td>工業包装</td> <td></td> </tr> </table>	機械加工	機械保全	プリント配線板製造	強化プラスチック成形	仕上げ	電子機器組立て	プラスチック成形		機械検査	電気機器組立て	工業包装												
機械加工	機械保全	プリント配線板製造	強化プラスチック成形																					
仕上げ	電子機器組立て	プラスチック成形																						
機械検査	電気機器組立て	工業包装																						
③金属表面処理	<table border="1"> <tr> <td>めっき</td> <td>アルミニウム陽極酸化処理</td> </tr> </table>	めっき	アルミニウム陽極酸化処理																					
めっき	アルミニウム陽極酸化処理																							
追加7区分	④紙器・段ボール箱製造	紙器・段ボール箱製造																						
	⑤コンクリート製品製造	コンクリート製品製造																						
	⑥RPF製造	RPF製造																						
	⑦陶磁器製品製造	陶磁器工業製品製造																						
	⑧印刷・製本	印刷	製本																					
	⑨紡織製品製造	<table border="1"> <tr> <td>紡績運転</td> <td>染色</td> <td>たて編ニット生地製造</td> </tr> <tr> <td>織布運転</td> <td>ニット製品製造</td> <td>カーペット製造</td> </tr> </table>	紡績運転	染色	たて編ニット生地製造	織布運転	ニット製品製造	カーペット製造																
	紡績運転	染色	たて編ニット生地製造																					
織布運転	ニット製品製造	カーペット製造																						
⑩縫製	<table border="1"> <tr> <td>婦人子供服製造</td> <td>下着類製造</td> <td>帆布製品製造</td> <td>座席シート縫製</td> </tr> <tr> <td>紳士服製造</td> <td>寝具製作</td> <td>布はく縫製</td> <td></td> </tr> </table>	婦人子供服製造	下着類製造	帆布製品製造	座席シート縫製	紳士服製造	寝具製作	布はく縫製																
婦人子供服製造	下着類製造	帆布製品製造	座席シート縫製																					
紳士服製造	寝具製作	布はく縫製																						

目次

1. 工業製品製造業分野の特定技能制度について

- 特定技能制度の概要
- 受け入れ対象となる事業所の産業分類
- 外国人材が従事する業務区分

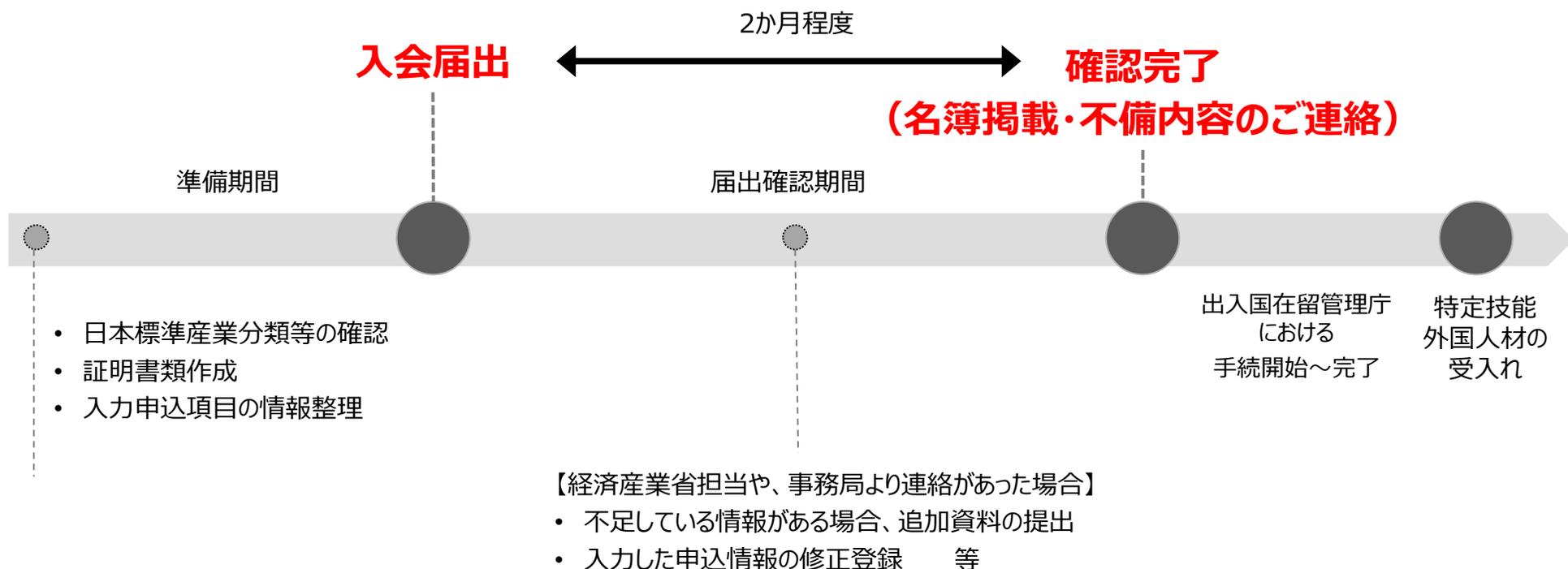
2. 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の入会手続について

3. 製造分野特定技能評価試験について

- 特定技能 1 号評価試験の概要
- 特定技能 2 号評価試験の概要

入会手続の流れについて

- 特定技能外国人材を受け入れようとする事業者は、出入国在留管理庁への在留諸申請前に、受入れを行う事業所ごとに製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下、「受入れ協議・連絡会」という。）への入会が必須です。
- 入会手続は、ポータルサイトにて行うことができます（詳細は次頁）。
- 入会届出の内容確認（構成員名簿への掲載若しくは不備内容のご連絡）まで、現在、約2か月程度お時間をいただいております。



入会の届出について

- 入会の届出は、ポータルサイトより行います。

1) ポータルサイトの入会届出

- 以下の入会届出ページにアクセスしてください。

<https://www.sswm.go.jp/entry/index.html>



2) 新規入会申込みの場合、届出種別を選択

- 「受入れ機関（企業）」または「関係機関」を選択してください。

【受入れ機関とは】

分野の特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関又は特定技能所属機関になろうとする本邦の公私の機関

【関係機関とは】

地方公共団体、経済団体その他の団体（受入れ機関を除く。）であって、受入れ協議・連絡会の目的に賛同し、協議・連絡会の行う情報把握や周知等に協力するもの

➔ 次頁以降では、受入れ機関の届出について説明します

ポータルサイト：協議会入会届出画面

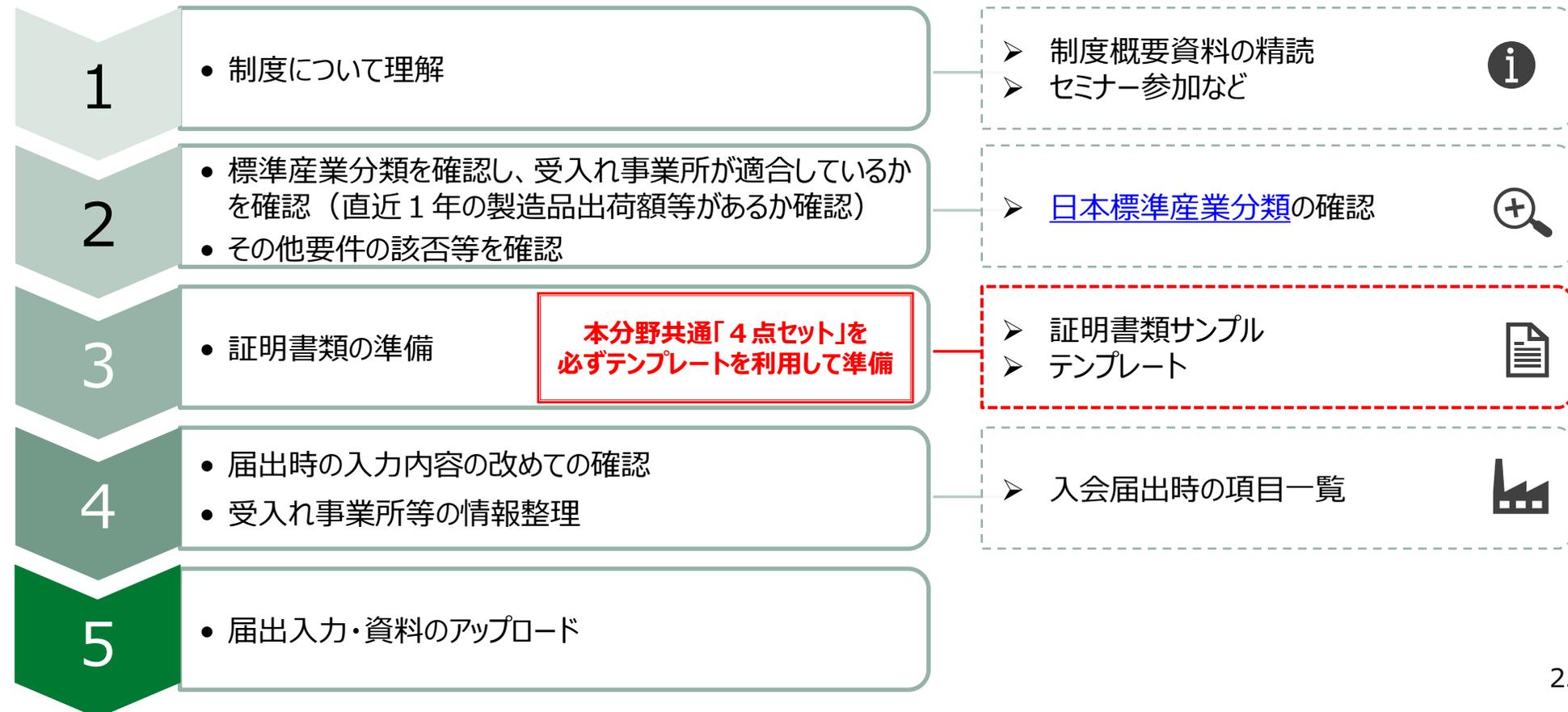
入会の届出について 受入れ機関（企業）①

- 以下の流れで、入会の届出の準備を行ってください。
- 事前の準備を入念に実施していただくと、届出の確認をスムーズに行うことができ、結果的に少しでも早く届出完了（名簿掲載）できますので、ご協力をお願いいたします。
- 多くの届出がある産業分類については、内容の確認（構成員名簿への掲載若しくは不備内容のご連絡）まで、2か月程度のお時間をいただいております。

3) 提出する証明書類等の事前準備～届出

* ポータルサイト（協議会入会届出準備ページ）

<https://www.sswm.go.jp/entry/reception.html>



入会の届出について 受入れ機関（企業）②

- 届出内容を確認した結果、追加での証明書類の提出や届出内容の修正をお願いすることがあります。
- その際は、マイページから情報の更新をお願いいたします。

4) 届出情報の補足・修正の依頼

- 届出情報に不足がある場合や、修正が必要な場合は、事務局よりメールにてご案内いたしますので、マイページから更新をお願いいたします。

* ポータルサイト（マイページ ログインページ）

https://www.sswm.go.jp/app/entry/login_mail

- 上記ページで登録したメールアドレスを入力し届出番号とパスワードを入力してログインしてください。
- 届出番号と仮パスワードは、最初に届出した際に受信した自動配信メールに記載されています。
- 今後、マイページにログインする際に必要となりますので、仮パスワードは任意のものに変更のうえ、大切に保管してください。

TOP > 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会 > マイページログイン

マイページログイン

マイページのログイン画面へアクセスするため、登録済みのメールアドレスをご入力ください。

メールアドレス

私はロボットではありません

次へ

TOP > 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会 > マイページログイン

マイページログイン

届出番号 (旧 申請番号)

4桁または5桁の半角数字

パスワード

8桁の半角英数字

届出番号は協議・連絡会入会届出時に付与された番号となります。入会時に配信された自動配信メールをご参照ください。(届出番号が3桁以下の場合は頭に0を追加して4桁にしてください。5の場合→0005)

パスワードを忘れた場合には こちらより再設定をお願いします。なお、メールアドレスを2つご登録されている場合、パスワードが変更ができるのは、メールアドレス1のみとなります。

ログイン

ポータルサイト：マイページ ログイン画面

(参考) 届出に当たって特にご留意いただきたい事項

- これまでの届出やお問合せの傾向から、特にご留意いただきたい点を以下にまとめております。

1) 入会完了時点は、受入れ協議・連絡会構成員名簿への掲載の時点です

- 入会届出を提出時点で「新規届出受付」というメールが届きますが、入会完了ではありません。届出いただいた内容について、受入れ協議・連絡会にて確認を行った上で、受入れ協議・連絡会構成員名簿への掲載が行われて入会完了となります。
- また、「入会完了まで2か月程度」は、届出内容に不備なく最短で入会できた場合です。多くの事業所様は1～2回の修正対応をいただいておりますので、余裕を持ってご提出ください。

2) 受入れ協議・連絡会は事業所で製造している製造品と産業分類の該当可否を確認しています

- 提出いただく証明書類には、特定技能外国人材本人の業務区分（職種）を記載する必要はありません。製造品に該当する産業分類を選択してください。

3) 企業向け製造業特定技能外国人相談窓口での、産業分類の該当可否の最終判断はできません

- 製造品と産業分類の該当確認は、最終的にご提出された証明書類・画像等にて行います。

4) 証明書類では、製造品1つにつき、産業分類を1つ選択してください

- 複数の製造品を届け出たい場合は、それぞれの製造品に紐付く産業分類を明確に記載してください。
- なお、証明書類作成時にはページを追加していただいても構いません。

5) 製造品の画像が権利等の関係で提出不可の場合でも、理由書に加えてできる限りの情報提出が必要です

- 理由書には、画像提出不可の理由を記載してください。（様式は問いません）
- 製造品が不明ですと入会可否の確認ができません。理由書のほかに、製造品、用途の内容が分かるようできる限り詳細に説明をしてください。具体的には、製造品がどの部分に利用されどういった効果をもたらすのか、最終的にどのような製造品に組み込まれるのか、という点をご記載ください。
- なお、製造品そのものではなく、汎用的な製品や同型の製品画像、イラストを一例として掲載いただくことも可能です。

目次

1. 工業製品製造業分野の特定技能制度について

- 特定技能制度の概要
- 受け入れ対象となる事業所の産業分類
- 外国人材が従事する業務区分

2. 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の入会手続について

3. 製造分野特定技能評価試験について

- 特定技能 1 号評価試験の概要
- 特定技能 2 号評価試験の概要

在留資格「特定技能」の取得に必要な試験について

- 特定技能1号の在留資格を取得するには、**製造分野特定技能 1号評価試験及び日本語試験**に合格することが必要です（※）。
（※）技能実習2号を良好に修了した場合はいずれの試験も免除となります。
- 特定技能2号の在留資格を取得するには、**製造分野特定技能 2号評価試験及びビジネス・キャリア検定 3級**に合格するか、**技能検定 1級**に合格することが必要です。
また、どちらの試験ルートの場合でも、**日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を有している**ことが必要です。

	試験ルート	備考
特定技能 1号	<p>■ 製造分野特定技能 1号評価試験ルート</p> <p>以下、①②に合格すること。</p> <p>①製造分野特定技能1号評価試験</p> <p>②日本語試験（以下いずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国際交流基金日本語基礎テスト - 日本語能力試験（N 4 以上） 	<p>技能実習 2号を良好に修了した者については、必要な技能と日本語能力の各水準を満たしているものとして、技能試験及び日本語能力試験が免除。</p>
特定技能 2号	<p>■ 製造分野特定技能 2号評価試験ルート</p> <p>以下、①②に合格し、③を満たすこと。</p> <p>①ビジネス・キャリア検定3級</p> <p>②製造分野特定技能 2号評価試験</p> <p>③日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験</p>	<p>ビジネス・キャリア検定は、以下いずれかの区分の合格が必要。</p> <p><ビジネス・キャリア検定 3級></p> <p>生産管理プランニング、生産管理オペレーション</p>
	<p>■ 技能検定ルート</p> <p>以下、①に合格し、②を満たすこと。</p> <p>①技能検定1級</p> <p>②日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験</p>	<p>技能検定 1級は、以下いずれかの職種名の試験の合格が必要。</p> <p><技能検定 1級></p> <p>鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、工業包装、金属熱処理</p>

特定技能 1号評価試験：実施概要①

- 製造分野特定技能1号評価試験の実施概要は、以下のとおりです。
- 2024年度より、試験の実施方式の変更のほか、新たな試験区分が加わります。
- 最新情報はポータルサイトをご確認ください。

* ポータルサイト（製造分野特定技能 1号評価試験ページ）：https://www.sswm.go.jp/exam_f/

試験区分	■ 全10区分（ただし、新規7区分は第3タームより）
試験場所・試験日程	■ 最新の試験場所及び試験日程はポータルサイトより確認 * ポータルサイト（製造分野特定技能 1号評価試験 スケジュールページ） https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination.html
試験時間	■ 学科試験・実技試験あわせて80分
実施方式	■ CBT（コンピューター・ベースド・テスト）方式（学科、実技）
言語	■ 日本語
試験水準	■ 特定技能 1号の試験免除となる技能実習 2号修了者が受験する技能検定 3級試験程度を基準とする * ポータルサイト（製造分野特定技能 1号評価試験 サンプル問題ページ） https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination.html
合否の基準	■ 学科試験：正答率65%以上 ■ 実技試験：正答率60%以上

特定技能 1 号評価試験：実施概要②

- 試験の申込や受験結果の確認は、ポータルサイトより行ってください。
- 合格証明書の発行申請はポータルサイトの専用フォームで受け付けております。

受験資格	<ul style="list-style-type: none">■ 原則として、試験日当日において、満17歳以上（※）の外国人とし、試験に合格した場合に日本国内で就業する意思のある者 （※）インドネシア国籍の場合は、試験日当日において、満18歳以上
申込	<ul style="list-style-type: none">■ ポータルサイトの以下のページより申込み *ポータルサイト（製造分野特定技能 1 号評価試験 申込ページ） https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination_index.html
受験料・ 合格証明書 発行手数料	<p><u>全業務区分共通</u></p> <ul style="list-style-type: none">■ 受験料：8,000円■ 合格証明書発行手数料：15,000円
可否の 通知方法	<ul style="list-style-type: none">■ 受験日の翌日から 5 営業日以内に、受験申込時に作成した試験実施機関のマイページへ掲載
合格証明書の発 行申請	<ul style="list-style-type: none">■ ポータルサイトの専用フォームより発行申請（受験日の翌日から6営業日以降に申請可） *ポータルサイト（製造分野特定技能 1 号評価試験 合格証明書発行手続ページ） https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination_procedure.html

特定技能 1 号評価試験：内容等

- 2024年度より機械金属加工区分に「強化プラスチック成形」「金属熱処理業」技能が追加、電気電子機器組立て区分に「強化プラスチック成形」技能が追加されます。
- 2024年度の第 3 タームの試験から、新規 7 区分の試験を実施します。

		機械金属加工区分	電気電子機器組立て区分	金属表面処理区分
既存 3 区分	業務区分	機械金属加工（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事）	電気電子機器組立て（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事）	金属表面処理（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事）
	含まれる技能	鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、プラスチック成形、機械検査、機械保全、電気機器組立て、塗装、溶接、工業包装、 強化プラスチック成形、金属熱処理業（2024年度に追加）	機械加工、仕上げ、プラスチック成形、プリント配線板製造、電子機器組立て、電気機器組立て、機械検査、機械保全、工業包装、 強化プラスチック成形（2024年度に追加）	めっき、アルミニウム陽極酸化処理

		紙器・段ボール箱製造区分	コンクリート製品製造区分	R P F 製造区分	陶磁器製品製造区分	印刷・製本区分	紡織製品製造区分	縫製区分
新規 7 区分	業務区分	紙器・段ボール箱製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紙器・段ボール箱の製造工程の作業に従事）	コンクリート製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、コンクリート製品の製造工程の作業に従事）	R P F 製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、破碎・成形等の作業に従事）	陶磁器製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、陶磁器製品の製造工程の作業に従事）	印刷・製本（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、オフセット印刷、グラビア印刷、製本の製造工程の作業に従事）	紡織製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紡織製品の製造工程の作業に従事）	縫製（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、縫製工程の作業に従事）
	含まれる技能	紙器・段ボール箱製造	コンクリート製品製造	R P F 製造	陶磁器工業製品製造	印刷、製本	紡績運転、織布運転、染色、ニット製品製造、たて編ニット生地製造、カーペット製造	婦人子供服製造、紳士服製造、下着類製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、座席シート縫製

特定技能 1号評価試験：内容等

- 学科試験は、問題文の内容が正しい（○）、間違い（×）を選ぶ問題です。
- 実技試験は、実際の作業工程や材料に関連する内容を読んで、正しい答えを選ぶ試験です。
- サンプル問題はポータルサイトに公開しています。
* ポータルサイト（サンプル問題ページ）：https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination.html

<出題範囲及びサンプル問題（機械金属加工区分の例）>

サンプル問題（機械金属加工区分）		
1. 主な出題範囲		
項目	問題数	※配分は目安です
学科	計30問	
製造分野全般	「安全衛生、品質管理」・「一般教養」・ 「法令、規格、器具」など	10問
機械金属加工区分	「安全衛生、品質管理」・「機械工作法、 機械、器具」・「材料」・「検査・測定」・ 「製図」など	20問
実技	計10問	
安全衛生		2問
品質管理		2問
検査		2問
測定		2問
製図		2問

2. サンプル問題（正答は末尾に記載）

機械金属加工区分 学科試験

問題1 から問題30 について、正しいですか、間違いですか、どちらかを選びなさい。

（共通：安全衛生、品質管理）

問題1 作業に対する意識として、作業中は常に危険と隣り合わせであることを認識し注意する。

問題2 日本産業規格（JIS）に定められた下の図記号は、「上り段差に注意」のマークである。



問題3 作業に使う機械や道具を作業の前に点検する必要はない。

特定技能 1 号関連：日本語試験について

- 日本語試験については、以下より、別途受験してください。
- ただし、技能実習 2 号を良好に修了している場合は、日本語試験は免除されます。

日本語水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力
試験 (右記いずれか)	<p>① 国際交流基金 日本語基礎テストの合格 * 日本語基礎テストホームページ：https://www.jpjf.go.jp/jft-basic/index.html</p> <p>② 日本語能力試験 N4以上の取得 * 日本語能力試験ホームページ：https://www.jlpt.jp/</p> <p>※上記以外の日本語能力を測る試験に合格していても、特定技能外国人制度が求める日本語能力の証明には利用できません。</p>
免除される場合	製造業分野やそれ以外の職種・作業で、技能実習2号を良好に修了している場合、日本語試験は免除

【1号・2号共通】合格証明書の発行申請について

- 合格証明書は、受験日の翌日から6営業日以降、ポータルサイトの専用フォームより申請が可能です。
1号：https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination_procedure.html
2号：https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/examination_procedure.html
- 合格証明書発行手数料（15,000円）が必要です（再発行を含む）。

合格者の情報

- 試験種別
（1号・2号/PBT・CBT）
- 試験実施機関ID
- 受験番号
- メールアドレス
- 氏名
- 生年月日
- 国籍

本人を証明する書類



(例)

- 日本：在留カード
- インドネシア：パスポート、KTP IDカード
- タイ：パスポート、国民IDカード
- フィリピン：パスポート、国民IDカード、UMIDカード、運転免許証
- ネパール：パスポート、国民証明書

顔写真データ



- 2022年度～2023年度の受験者の試験マイページは、2024年8月30日（金）にて取扱終了します。適宜、発行済の合格証明書のダウンロード・受験結果のスクリーンショット等を行ってください。
- 2021年度以前の合格者の合格証明書は、引き続きメールにて受付します。

目次

1. 工業製品製造業分野の特定技能制度について

- 特定技能制度の概要
- 受け入れ対象となる事業所の産業分類
- 外国人材が従事する業務区分

2. 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の入会手続について

3. 製造分野特定技能評価試験について

- 特定技能 1 号評価試験の概要
- 特定技能 2 号評価試験の概要

特定技能 2 号評価試験：実施概要①

- 製造分野特定技能2号評価試験の実施概要は、以下のとおりです。
- 2024年度より、試験の実施方式を変更しています。
- 最新情報はポータルサイトをご確認ください。

*ポータルサイト（製造分野特定技能 2 号評価試験ページ）：https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/

試験区分	■ 全 3 区分							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機械金属加工区分</th> <th>電気電子機器組立て区分</th> <th>金属表面処理区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>含まれる技能</td> <td> 鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、プラスチック成形、機械検査、機械保全、電気機器組立て、塗装、溶接、工業包装、強化プラスチック成形、金属熱処理（2024年度より追加） </td> <td> 機械加工、仕上げ、プラスチック成形、プリント配線板製造、電子機器組立て、電気機器組立て、機械検査、機械保全、工業包装、強化プラスチック成形（2024年度より追加） </td> <td>めっき、アルミニウム陽極酸化処理</td> </tr> </tbody> </table>		機械金属加工区分	電気電子機器組立て区分	金属表面処理区分	含まれる技能	鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、プラスチック成形、機械検査、機械保全、電気機器組立て、塗装、溶接、工業包装、 強化プラスチック成形、金属熱処理（2024年度より追加）	機械加工、仕上げ、プラスチック成形、プリント配線板製造、電子機器組立て、電気機器組立て、機械検査、機械保全、工業包装、 強化プラスチック成形（2024年度より追加）
	機械金属加工区分	電気電子機器組立て区分	金属表面処理区分					
含まれる技能	鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、プラスチック成形、機械検査、機械保全、電気機器組立て、塗装、溶接、工業包装、 強化プラスチック成形、金属熱処理（2024年度より追加）	機械加工、仕上げ、プラスチック成形、プリント配線板製造、電子機器組立て、電気機器組立て、機械検査、機械保全、工業包装、 強化プラスチック成形（2024年度より追加）	めっき、アルミニウム陽極酸化処理					
試験場所・試験日程	<p>■ 最新の試験場所及び試験日程はポータルサイトより確認</p> <p>*ポータルサイト（製造分野特定技能 2 号評価試験 スケジュールページ） https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/examination.html</p>							
試験時間	■ 実技試験のみ60分 ※学科試験はビジネス・キャリア検定 3 級							
実施方式	■ CBT（コンピューター・ベースド・テスト）方式							
言語	■ 日本語							
試験水準	<p>■ 2号特定技能外国人が現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要することを踏まえ、技能検定 1 級試験程度を基準とする</p> <p>*ポータルサイト（製造分野特定技能 2 号評価試験 学習用参考資料ページ） https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/examination.html</p>							
合否の基準	■ 正答率 60% 以上							

特定技能 2 号評価試験：実施概要②

- 試験の申込や受験結果の確認は、ポータルサイトより行ってください。
- 合格証明書の発行申請はポータルサイトの専用フォームで受け付けております。

受験資格	<ul style="list-style-type: none">■ 原則として、試験日当日において、満17歳以上の外国人とし、試験に合格した場合に日本国内で就業する意思のある者（※） <p>（※）「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における 3 年以上の実務経験を有すること」を証明する「実務経験証明書」の提出が必要です。</p> <p>* ポータルサイト（実務経験証明書 概要ページ） https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/examination_index.html#a01</p>
申込	<ul style="list-style-type: none">■ ポータルサイトの以下のページより申込み <p>* ポータルサイト（製造分野特定技能 2 号評価試験 申込ページ） https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/examination_index.html</p>
受験料・合格証明書発行手数料	<p><u>全業務区分共通</u></p> <ul style="list-style-type: none">■ 受験料：15,000円■ 合格証明書発行手数料：15,000円
合否の通知方法	<ul style="list-style-type: none">■ 受験日の翌日から 5 営業日以内に、受験申込時に作成した試験実施機関のマイページへ掲載
合格証明書の発行申請	<ul style="list-style-type: none">■ ポータルサイトの専用フォームより発行申請（受験日の翌日から6営業日以降に申請可） <p>* ポータルサイト（製造分野特定技能 2 号評価試験 合格証明書発行手続ページ） https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/examination_procedure.html</p>

特定技能 2号評価試験：内容等

- 実際の作業工程や材料に関連する内容を読んで、正しい答えを選ぶ試験です。
- 学習用参考教材はポータルサイトに公開しています。

*ポータルサイト（学習用参考教材ページ）：https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/examination.html

<出題範囲及び学習用参考教材（機械金属加工区分の例）2024年6月時点版>

(5)機械金属加工区分の出題範囲等：次のとおり

項目	内容	問題数 ※配分は目安
安全衛生	安全衛生管理が具体的にできること	4問
品質管理	品質管理手法の活用ができること	4問
検査	機械金属関連の作業について、検査ができること	4問
測定	機械金属関連の作業について、測定ができること	4問
製図	機械金属関連の作業について、製図ができること	4問
		計20問

4. 正解と解説

【項目：安全衛生】

<キーワード>

3S・4S・5S、3ム、労働災害防止、安全活動、作業服・保護具、KYT（危険予知訓練）、設備の安全管理、警告ラベル、労働安全衛生法、労働衛生基準

問題1

正解：B

解説

- ✓ 製造業の現場において、「5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）」は重要であり、常に心がけておく。
- ✓ 転倒の原因にもなるため、通路に材料を置いてはいけない。

問題2

正解：A

解説

- ✓ 正しい姿勢で作業することにより、腰への負担を軽減できる。
- ✓ 重いものを持ち上げるときは、できるだけ体を対象物に近づけ、腰（重心）を低くする姿勢をとる。
- ✓ 2人以上の場合は、できるだけ身長差のない人同士で行う。

<正しい姿勢>



<間違った姿勢>



(図の出所) 厚生労働省「職場における腰痛予防対策指針及び解説」
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2/9852000034e4-e1f/2/9852000034e4e1c_1.pdf

特定技能2号評価試験：実務経験証明書の受験資格確認番号の取得申請

- 製造分野特定技能2号評価試験の受験希望者は、ポータルサイトの専用フォームから「実務経験証明書」を提出のうえ、事務局より発行された申請者固有の「受験資格確認番号」を、受験申込時に入力する必要があります。

* 専用フォーム：https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/examination_index.html

【製造業事業者の方へのお願い】

退職者も含め、特定技能外国人として雇用していた場合、経済産業省の告示（上乘せ基準告示）にて、本人からの求めに応じて、実務経験証明書の作成について定められた条文がありますので、ご対応をお願いいたします。

素材材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書

素材材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能2号評価試験の試験申込に係る2号特定技能外国人に求められる実務経験について、下記とお証明します。
なお、本件について試験実施機関から照会があった場合には、適切に対応します。

記

1 申請人

氏名	YOKUJTEI TARO
生年月日	XXXX年XX月XX日
国籍・地域	〇〇〇

2 実務経験

(1) 業務内容
日本国内に拠点を有する企業の製造業の現場における実務

(2) 就業期間・就業場所

1	就業期間：2017年6月1日～2020年3月31日 -企業名：有限会社 METI -本社の住所：東京都千代田区豊島100 ※就業場所が本社と異なる場合には以下の内容も記載してください。 -事業所名： -事業所の住所： -本社との関係：〇事業所 〇子会社・関連会社 〇その他（ ）
2	就業期間：2022年1月1日～就業中 -企業名：株式会社 経済産業省 -本社の住所：東京都千代田区豊島1-3-1 ※就業場所が本社と異なる場合には以下の内容も記載してください。 -事業所名： -事業所の住所： -本社との関係：〇事業所 〇子会社・関連会社 〇その他（ ）

就業期間合計：4年4か月

※必要に反し行を追加すること。
※上記(1)の業務に従事していない期間がある場合は、従事していた期間ごとに分けて記載すること。
※「日本国内に拠点を有する企業」とは日本国内に登記している本店又は主たる事務所等がある企業をいう。
※「製造業の現場における実務」とは日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類 E-製造業（ただし、中分類 09-食料品製造業）及び中分類 10-飲料・たばこ・製材製造業（を除く。）に属するものを行っている事業所にて、製造品の加工等に従事した経験を指す。

作成日 2023年XX月XX日

事業者 株式会社 経済産業省
氏名又は名称 経済 良男
住所 東京都千代田区豊島1-3-1
連絡先 03-1234-5678

作成責任者（署名） 経済良男

※複数事業所での実務経験がある場合には、申込時点で所属する事業者にて、合計就業期間が3年を満たしていることを確認の上、本申請書に署名をすること。
※証明事項に事実と相違がある場合、試験の合格が取り消される場合がある。

【事業者の方へ】
退職者も含めて、特定技能外国人として雇用していた場合、出入国在留管理庁の告示（上乘せ基準告示）にて、本人からの求めに応じて、実務経験証明書の作成について定められた条文がありますので、ご対応をお願いいたします。
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001416541.pdf>

（第三条第四項）
特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。

(再掲) 【1号・2号共通】合格証明書の発行申請について

- 合格証明書は、受験日の翌日から6営業日以降、ポータルサイトの専用フォームより申請が可能です。
 - 1号：https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination_procedure.html
 - 2号：https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/examination_procedure.html
- 合格証明書発行手数料（15,000円）が必要です（再発行を含む）。

合格者の情報

- 試験種別
（1号・2号/PBT・CBT）
- 試験実施機関ID
- 受験番号
- メールアドレス
- 氏名
- 生年月日
- 国籍

本人を証明する書類



(例)

- 日本：在留カード
- インドネシア：パスポート、KTP IDカード
- タイ：パスポート、国民IDカード
- フィリピン：パスポート、国民IDカード、UMIDカード、運転免許証
- ネパール：パスポート、国民証明書

顔写真データ



- **2022年度～2023年度の受験者の試験マイページは、2024年8月30日（金）にて取扱終了します。適宜、発行済の合格証明書のダウンロード・受験結果のスクリーンショット等を行ってください。**
- **2021年度以前の合格者の合格証明書は、引き続きメールにて受付します。**

特定技能 2 号関連：その他の参考情報

- 特定技能 2 号の在留資格を取得するには、**製造分野特定技能 2 号評価試験及びビジネスキャリア検定 3 級**に合格するか、**技能検定 1 級**に合格する必要があります。
- ビジネス・キャリア検定及び技能検定の試験情報は以下よりご確認ください。

* ビジネス・キャリア検定（中央職業能力開発協会ホームページ）
<https://www.javada.or.jp/jigyuu/gino/business/>

* 技能検定（中央職業能力開発協会ホームページ）
<https://www.javada.or.jp/jigyuu/gino/giken.html>

● 引き抜き防止について

特定技能制度は、業務区分の範囲内であれば企業間、業種間の転職が認められていますが、受入れ機関の間で無秩序な外国人労働者の引き抜きが行われれば、業界内の雇用秩序を乱すとともに、大都市への過度な集中を助長する可能性があります。

こうした点を踏まえ、特定の企業または大都市圏等特定地域に外国人が過度に集中することを予防する観点から、外国人労働者を積極的に引き抜き雇用することは自粛いただきますようお願いいたします。